平成３０年（フ）第３２０号
北九州市八幡西区若葉１丁目21番３―302号
債務者　濱田　雅直
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３２１号
北九州市八幡西区若葉１丁目21番３―302号
債務者　濱田美奈子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１５３号
盛岡市三本柳23地割102番地１　ヴィオラＤ205号
債務者　佐々木博人
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第６８号
群馬県太田市世良田町827番地８　早川グリーンハイツ410号
債務者　中島　隆裕
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第７０号
群馬県太田市飯田町192番地　レジデンスエトワーレ105号
債務者　飯島　弘実
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第４１号
兵庫県加西市北条町栗田178番地の１　グリーンパレス栗田201号
債務者　高橋　　勉
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第４２号
兵庫県加西市北条町栗田178番地の１　グリーンパレス栗田201号
債務者　高橋　清子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第２８号
和歌山県田辺市明洋２丁目15番23号　清福荘203、住民票上の住所和歌山県田辺市江川８番13号
債務者　長坂大登志
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成３０年（フ）第１００号
香川県高松市香南町横井234番地16
債務者　中本かおり
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２７号
香川県高松市寺井町1328番地　県住15―104
債務者　小村めぐみ
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３３号
香川県高松市多肥上町1397番地５
債務者　原田　彰子（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６６号
長崎県諫早市船越町1105番地５　３号、前住所長崎県諫早市金谷町22番28号　囲アパート６号
債務者　松尾　義勝
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第９号
長崎県南松浦郡新上五島町榎津郷411番地８
債務者　川﨑ヒトヱ
1　決定年月日時　平成30年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成３０年（フ）第２４７号
仙台市青葉区栗生２丁目４番地の16　ラ・ピュセル103
債務者　板橋ゆき江
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第５８号
福島県いわき市常磐湯本町宝海32番地の６グリーンハイツ205
債務者　和田　　健
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第５２号
茨城県日立市宮田町４丁目４番62号
債務者　渡辺　ゆか
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
水戸地方裁判所日立支部